

令和5年門審第35号

裁 決  
交通船A旅客負傷事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年8月5日07時40分

鹿児島県西之表港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 交通船A

総 ト ン 数 4.8トン

全 長 13.10メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 235キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配したFRP製交通船で、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、舵輪の前方にGPSプロッターを装備し、舵輪の後方に操船者用の椅子が設置されていた。

また、Aに客室はなく、旅客用に船首甲板、操舵室後方及び船尾甲板の3か所に3人ないし4人掛けの座席がそれぞれ設けられており、漁ろう以外のことをする間の最大搭載人員が、旅客10人及び船員2人の計12人であった。

#### (2) 運航形態等

Aは、一本釣り漁業に従事するほか、令和3年10月頃から、西之表港西方沖合に位置する鹿児島県馬毛島において、同島北東部で施工中の港湾工事に係る関係者の送迎を、僚船約30隻と共に港湾工事事業者から請け負い、所属漁業協同組合が割り振る日程により、同港と同県葉山漁港を結ぶ航路に1日2往復の便で就航していた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、旅客7人を乗せ、船首0.2メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和4年8月5日07時25分西之表港を発し、葉山漁港に向かった。

a受審人は、07時30分少し過ぎ西之表港南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から237度（真方位、以下同じ。）210メートルの地点で、針路を292度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、北西方からの高さ約50センチメートル（以下「センチ」という。）の波浪を断続的に受けて船首が縦揺れを繰り返す

状況下、椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、船首甲板に2人、船尾甲板に3人の旅客をそれぞれ座らせ、操舵室後方に2人の旅客を立たせ、葉山漁港に向けて続航した。

07時35分a受審人は、南防波堤灯台から285度1,610メートルの地点に達したとき、右舷船首方近距離で波浪が高起し、高さ約1.0メートルとなったのを認めたが、本航路を何度も利用して慣れている人たちなので、旅客自身で船体の動揺に対処できるものと思い、船首甲板の座席に腰を掛けていた旅客を操舵室の後方の座席に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとることなく進行した。

a受審人は、07時40分僅か前高さ約1.0メートルに高起した波浪を右舷船首に受け、船首部が高く持ち上げられた後に降下し、07時40分南防波堤灯台から289度1.72海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で続航中、船首甲板左舷側の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられた後、同座席上に落下して臀部を強打した。

当時、天候は晴れで風力4の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、付近には北西方から高さ50センチないし1.0メートルの波浪があった。

その結果、旅客1人が第12胸椎圧迫骨折を負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件旅客負傷は、西之表港西方沖合において、葉山漁港に向けて航行する際、旅客に対する安全確保の措置が不十分で、高起した波浪を受けて船首部が持ち上げられた後に降下し、船首甲板の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられた後、同座席上に落下して臀部を強打したことに

よって発生したものである。

a 受審人は、西之表港西方沖合において、葉山漁港に向けて航行する場合、高起した波浪を受けて船首部が持ち上げられた後に降下し、船首甲板の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられることのないよう、船首甲板の座席に腰を掛けていた旅客を操舵室の後方の座席に移動させるなど、旅客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、本航路を何度も利用して慣れている人たちなので、旅客自身で船体の動揺に対処できるものと思い、旅客に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、高起した波浪を右舷船首に受け、船首部が高く持ち上げられた後に降下し、船首甲板左舷側の座席に腰を掛けていた旅客が跳ね上げられた後、同座席上に落下して臀部を強打する事態を招き、旅客 1 人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁